時日時　場会場　対対象　定定員(抽選などの記載がないものは先着順)　内内容　申申込方法または申込先
締締め切り　¥料金(表示のないものは無料)　他その他　問問い合わせ　Fファクス　✉メール

12月4日～10日は「人権週間」人権に関する悩みごと相談会

時12月2日(水)　午前10時～午後3時
※予約不要
受付場所　tette4階「ルーム4-2」
内家庭・学校・職場での悩み、近隣とのもめ事、子どもへの虐待・いじめ・不登校などの相談
相談員　人権擁護委員、弁護士
※弁護士に相談する場合は、相談1件当たり30分まで
問生活環境課☎(94)4432

一般家庭の消火器無料点検と有料回収

万が一に備え、家庭にある消火器を点検しましょう。
時11月14日(土)　午前9時～正午
場●須賀川消防署長沼分署(桙衝字上南47)　●石川消防署玉川分署(玉川村大字北須釜字森殿25-3)
※例年と場所が変更になっています。
¥1,000円(使用できなくなった消火器の回収)
他一般家庭の消火器の回収は、近くの消防署でも常時行っています。
問須賀川地方広域消防本部☎(76)3114

令和8年度税制改正による青色申告特別控除の見直し

令和9年分以降の確定申告で青色申告特別控除(75万円または65万円)を適用するためには、e-Tax(イータックス)の利用や複式簿記による記帳などが必要になります。適用をご検討の人で対応がお済みでないときは、早目の準備をお願いします。
主な改正内容
▶複式簿記による青色申告特別控除(75万円または65万円)の適用は、e-Taxが要件
75万円の青色申告
▶簡易簿記による青色申告特別控除(10万円)の適用は、前々年の収入が1,000万円以下の人などに限定されます
10万円の青色申告
他詳しくは、二次元コードからリーフレットをご確認ください。
問須賀川税務署☎(75)2205

11月1日～12月1日は「犯罪被害者月間」

犯罪被害者やその家族、遺族への理解を深め、誰もが安全で安心して暮らせる協働のまちづくりを進めていきましょう。
問生活環境課☎(88)9128

ごみの野外焼却(野焼き)は禁止



ごみの野外焼却を行うと、拘禁刑または罰金刑、もしくはその両方に処せられることがあります。ドラム缶やブロック囲いを用いた焼却も野外焼却になります。
家庭のごみ　分別して指定の日時にごみステーションに出しましょう。
事業所のごみ　焼却だけではなく、ごみステーションに出すこともできません。許可業者に収集を依頼するか、許可業者が分からないときは、生活環境課にお問い合わせください。
問生活環境課☎(88)9129

市営住宅の入居者募集

受付期間　11月2日(月)～9日(月)
入居予定日　12月17日(木)
※11月27日(金)に公開抽選実施予定
申申込用紙(社会福祉課で配布または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、社会福祉課に提出
市営住宅入居者募集
他詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問社会福祉課☎(88)9152

個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税は、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。
第2期分納期限　11月30日(月)
納付方法　県から郵送される納税通知書による納付またはeL-QR(エル キューアール)を利用した電子納付
eL-QRでお支払い
※口座振替による納付もできます。
問県中地方振興局県税部☎024(935)1251

家庭から出る「騒音」「悪臭」「煙」にご注意を！

騒音・振動
▶バイクや車などの不必要なアイドリングはやめましょう
▶テレビ、ステレオなど音が出る機器を使うときは、時間帯や音量に注意しましょう



悪臭・煙
▶薪ストーブを使用するときは、湿った薪を使用すると、悪臭や煙が発生しやすくなるため、乾いた薪を使用しましょう
▶家庭から出るごみは庭先などで焼却せず、ごみステーションなどに出しましょう
▶農薬などを散布するときは、定められた使用方法、使用量を遵守し、事前に近隣に周知しましょう
問生活環境課☎(88)9130

大規模な土地の取り引きには届け出が必要です

国土利用計画法では、適正で合理的な土地利用のため、一定規模以上の土地取り引きには、届け出制度を設けています。
次の要件を満たす土地の売買などの契約を締結したときは、市を経由して県に「土地売買等届出書」の提出が必要です。
取り引き形態　売買など対価の授受を伴う契約
※相続、贈与など対価を伴わないときは不要
取り引き規模
▶市街化区域　2,000㎡以上
▶市街化調整区域　5,000㎡以上
▶都市計画区域外　10,000㎡以上
提出期限　契約締結日を含めて2週間以内
問まち共創課☎(88)9154

市庁舎の停電検査

時11月28日(土)
※検査当日は、夜間休日窓口を除く庁舎内の全施設と地下駐車場が利用できません。
問行政経営課☎(88)9122

■ 11月1日～7日は「文化財保護強調週間」

☞文化振興課☎(94)2152

文化財とは、地域の歴史や文化を知る上で欠かすことができない「宝物」で、地域の人々の努力によって大切に受け継がれてきました。
文化財保護強調週間中は、文化財に親しむことを目的として、文化財の公開や伝統芸能の発表など、様々な事業が全国で行われています。先人たちが残してきた貴重な文化財を、次の世代に残していけるよう、みんなで守っていきましょう。



無形民俗文化財梅田三匹獅子の着付けの様子

「無形民俗文化財記録保存」の取り組み
今日まで残ってきた文化財の中には、継承が困難になっているものがあります。
市では、地域の伝統文化である無形民俗文化財を中心に、次の世代へ継承していくためのデジタルアーカイブ化を進めています。令和8年度は「梅田三匹獅子」の記録映像の撮影を行いました。今後、映像を市公式YouTubeなどで公開する予定です。

遺跡の保護　～発掘調査～
開発などで工事が行われる場合、遺跡の試掘調査や発掘調査をすることで、事前の保護を図っています。
今年度は、市野関地区共同墓地移転に伴う「上の山古墳群」の発掘調査を9月から行っています。



上の山古墳群発掘調査

岩瀬・長沼地域の文化財説明板設置
本市には現在、国・県・市指定の文化財が145件あります。このうち、岩瀬・長沼地域に所在する市指定文化財について、令和4年度から説明板を順次設置しており、今年度は岩瀬地域1カ所(里守屋三匹獅子)、長沼地域3カ所(桙衝神社祭祀遺跡、桙衝神社随神門・神楽殿、古舘五輪塔・古舘浮彫三尊供養塔)の説明板設置を予定しています。

■ 第28回　米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬

☞農政課☎(88)9139

米・食味鑑定士協会が主催する、今年で28回目を迎えるお米の国際大会が本市で開催されます。全国から生産者自慢のお米が集まり、機械による食味分析と専門の鑑定士による官能検査で、受賞米が決まります。生産者が丹精込めて育てたお米の中から、その年を代表するお米が選ばれます。



開催日　12月5日(土)・6日(日)
会場　須賀川しんきん文化センター、すかがわ「だんぼっち」「ダンボ・ウル」アリーナ
審査部門　●国際総合部門　●都道府県・海外地域代表 お米選手権
●大型農業法人部門　●栽培別部門　●全国農業高校 お米甲子園
●お米甲子園プレゼンテーション部門　●小学生部門
米・食味分析鑑定コンクール
基調講演講師　衆議院議員・鈴木憲和(のりかず)さん
その他　大会プログラムや臨時駐車場など詳しくは、大会公式ホームページをご覧ください。



前回大会のつくばみらいから大会旗を引き継ぐ様子

全国からお米が大集合

全国各地から選りすぐりのお米が出品されます。それぞれ異なる生産地域、品種、栽培方法にも注目すると、お米の奥深さをより楽しめます。
また、米生産者や酒蔵など、米の専門家によるトークセッションも行われます。この機会に、身近なお米の魅力や可能性を改めて考えてみませんか？

コンビニで証明書の取得　コンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機では、マイナンバーカードを使用して住民票、印鑑登録証明書などが1通200円で取得できます。　☞戸籍住民課☎(94)4752